

# 吉崎市自治基本条例見直し・検証作業に係る「中間提言書」に対する意見等の募集 (パブリックコメント) でのご意見に対する審議会の考え方

## I 【資料1】 中間提言書（案）に対すること

番号	頁	関係 条文	意見の内容（原文のまま）	審議会の考え方（案）
1	5頁 6頁 7頁	第28条	<p>移住者も「市民」でまちの一員です。長く島で暮らしている島民目線では、このような意見・感情になることも理解できますが、記載のコメントの時点で、「区別」してしまっている。移住者はいつまでたっても移住者枠で、島民にはなれない。といった印象を与えてしまうと感しました。</p> <p>実際、3代住まないで島民として認められない。1～2世代じゃ、他所の人・旅の人やもんね。と言われる。といた話も聞いたことがあります。吉岐が好きで、移住してきてくださる方々なので、温かく地域の一員に迎えたいし、住んでいる地域と一緒に活動していきたい。そのための提言だと思うので、「区別」感をもう少し柔らかい印象の文言にできないでしょうか。</p>	<p>●ご意見を受け、7頁の表現を以下の通り、修正しました。 人口減少・少子高齢化が進む中で、市外からの移住者に対するまちづくりの担い手としての期待が高まっています。吉岐市民の一員である移住者のがまちづくり△のに参画することを促すためにも、移住者と地元住民が対等な立場で意見交換できる場をつくり、交流・連携を深める必要があります。</p> <p>●また、第28条の逐条解説についても以下のとおり修正しました。 市外からの移住者についても、年々増加しており、吉岐市民の一員である移住者がまちづくりに参画できるよう交流・連携を深めてお互い対等な立場で協力しながら、まちづくりを行っていく必要があります。</p>

## Ⅱ 【別紙】 条文・逐条解説に関すること

番号	章	条	条文解説	意見の内容（原文のまま）	審議会の考え方（案）
2	前文	-	条文	<p>「教育のしまぎ岐」の「教育」という単語ですが、「学び」の方が良いのではないかと感じます。</p> <p>「教育」は、他人に対して意図的な働きかけを行うことによって、その人を望ましい方向へ変化させること。</p> <p>※広義には、人間形成に作用するすべての精神的影響を言う。その活動が行われる場により、家庭教育・学校教育・社会教育に大別される。</p> <p>→つまり、求める市民を育成する</p> <p>「学び（学習）」は、新しい知識の獲得、感情の深化、よき習慣の形成などの目標に向かって努力を伴って展開される意識的行動。</p> <p>※ 過去の経験によって行動の仕方がある程度永続的に変容すること。新しい習慣が形成されること。</p> <p>→つまり、一人ひとりが求める成長を支援する。</p> <p>なので、生涯を通じて学べる社会、また、市民の主体性を高め、多様性を尊重していく条例という点からも、「教育のしま」より「学びのしま」の方が良いのではないのでしょうか？</p>	<p>●条例制定当初から審議会で審議をする中で、特に長年教育分野に携わって来られた委員からのご意見もいただき「教育のしまぎ岐」という表現になりました。また、「ぎ岐市教育大綱」にも当表現が使用されているため、整合性をとるためにも現行のままとさせていただきたいと考えております。</p>
3	前文	-	条文	<p>歴史や自然を守り継承していくことは大切なことですが、そのためだけにまちづくりを行っていく、という印象を受けます。単に継承するだけでなく、“過去に学び、時代の変化に応じた形で現代のまちを豊かにし、将来世代につなげていく”という「過去～現在～未来」という持続可能なまちづくりに必要な視点が欠けているように思います。</p>	<p>●条文・逐条解説に「持続可能な」という文言を追加したことで、過去～現在～未来に向けた視点を表現しております。</p>
4	前文	-	条文	<p>「ロマン」という言葉は主観的な心情を表すものなので、条例のような客観的であるべきものに記載されていることに違和感を感じます。</p>	<p>●前文は、ぎ岐市がこういった場所であるかを端的に表現する必要があり、審議会にて議論を重ねた結果、ぎ岐市を象徴する一つの表現として「～歴史やロマンあふれた島です。」となったため、現行のままとさせていただきたいと考えております。</p>
5	第1章	第3条	条文	<p>(6)「協働」については、まちづくりに関わらず用いられる言葉であり、自治のあらゆる場面で必要とされる手法であるため、“まちづくりに関わる→あらゆる施策（or事業？）において”“地域の課題と目標を共有し～”などというように修正した方が様々な場面に應用できるのではないかと思います。</p>	<p>●（4）まちづくりについて、「持続可能な住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう。」ということで定義をしているため、様々な場面に應用できると考えており、現行のままとさせていただきたいと存じます。</p>

番号	章	条	条文解説	意見の内容（原文のまま）	審議会の考え方（案）
6	第1章	第3条	条文解説	<p>（7）「地域コミュニティ」について、現時点で、公民館単位できていた子ども会、老人会、婦人会、青年会は少なくとも私の住む地域では約20の公民館のうち2つか3つの公民館にしか残っていません。一部の地域でしか機能しなくなっている団体名を条例に載せるのは時代錯誤となってしまうのではないかと思います。地域コミュニティの新しい在り方を模索していくためにも具体例は“自治公民館、まちづくり協議会など”程度にとどめ、「自治公民館、まちづくり協議会など地域住民を中心に構成され、当該地域において主体的に活動・運営する組織又は地域内で有機的なつながりを持つ団体等をいう。」のような文言にしてはどうかと考えます。</p> <p>併せて逐条解説についても見直していただけるとありがたく思います。</p>	<p>●地域コミュニティの例として、子ども会、老人会、婦人会、青年会を挙げており、一部の地域では活動ができなくなってしまうところもあるかと思いますが、現状、活動を頑張っておられるところもあるため、現行の条文からの削除までは考えておりません。</p>
7	第1章	第3条	条文	<p>・「地域コミュニティ」以外の「コミュニティ」の定義と位置付けについて</p> <p>日本で最初の自治基本条例とされている「ニセコ町まちづくり基本条例」においては、「コミュニティ」を「一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団」と規定しています。また別の事例として「川崎市自治基本条例」においても「コミュニティ」は「居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等」とされ、必ずしも地縁的な組織のみを想定していません。（このような地域単位ではない組織を「テーマコミュニティ」と呼ぶようです。参考：特別区長会調査研究機構 令和2年度調査研究報告書「地域コミュニティ活性化のためにとりうる方策/Ⅰ：コミュニティ政策の変遷と課題」p7）</p> <p>地域の多様な課題への対応力を高めるため、「地域コミュニティ」の役割は今後一層重要になると考えられます。一方で、個々人の意志から始まり、共通の目標を持つ人々が集まって形成され、特定の地理的制約に縛られない活動、すなわち「テーマコミュニティ」もまた、市民の多様なニーズと創意の受け皿となる自治の重要な支柱ではないでしょうか。これらテーマに基づくコミュニティが、市民がまちづくりに積極的に参加する道を拓き、行政との連携を促進するための体制づくりに貢献できるよう本条例における定義と位置づけがされることを希望します。</p>	<p>●現在の基本条例では「地域コミュニティ」ということで、従来の自治公民館などの地縁型住民組織等についての定義や役割について記載がなされています。</p> <p>●ご意見いただいているとおり、今後は地縁型住民組織等に限らずNPOや民間企業等の多様な主体による共通の価値観に基づく新たな「コミュニティ」などについても基本条例における定義と位置づけが必要となってくるかと考えますので、逐条解説において、今後の議論の必要性について記載をしたいと思います。（大きな話で深い議論が必要となるため、今回の見直し検証作業においては、対応が難しいため。）</p> <p>【逐条解説】 （一番最後の部分に下記を挿入） 近年、人口減少・少子高齢化・市町村合併などによる地域の多様な課題への対応力を高めるために、従来型の地縁型住民組織等に限らず共通の価値観に基づく新たな「コミュニティ」も誕生しており、今後それらの定義や位置づけについても議論が必要になってきています。</p>
8	第2章	第7条	解説	<p>逐条解説の11行目“活動状況（活動時の写真）や総会資料（決算など）”を“活動状況（活動時の写真など）や運営状況（総会資料など）”というように若干見直しても良いかと思います。</p>	<p>●ご意見いただいたとおり、逐条解説を修正します。</p>
9	第2章	第8条	条文	<p>第2項の2行目“学ばせる”という言葉は強制的な印象を受けるので、“学ぶ機会を提供する”といったような文言ではどうでしょうか。</p>	<p>●「学ばせる」という言葉は「自発的な学びを促す」という意味で使用しておりますが、強制的な印象を受けるというご意見を受け、「積極的な学びを促す」という文言に修正します。</p>

番号	章	条	条文 解説	意見の内容（原文のまま）	審議会の考え方（案）
10	第6章	第25条	条文	<p>・第25条について（条文・逐条解説 21ページ） 逐条解説によれば第25条はまちづくり協議会の設置を想定していることから条文の名称も「まちづくり協議会」とし、本文についても例えば下記のように変更したほうがよりわかりやすいと考えます。</p> <p>【案】 (まちづくり協議会) 第25条 市長等は、地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりを実現するための組織として「まちづくり協議会」を設置することができるものとする。 2 前項に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>●第25条は、コミュニティ活動を推進するため、新たな組織を設置することができるという規定として、逐条解説では具体の事例として、「まちづくり協議会」を取り上げておりますが、他の組織についても今後出てくる可能性があるため、条例自体を変更する予定はありません。</p> <p>●逐条解説が分かりづらい表現となっていたため、以下の通り逐条解説を変更いたします。</p> <p>コミュニティ活動を推進するため、新たな住民自治に関する運営組織について規定しています。 ◆第1項について、市長等は、コミュニティ活動における住民自治を実現するため、新たな運営組織として、まちづくり協議会を設置できるものとする。 ◆第2項について、新たな運営組織に関して必要なことは、別に定める「<b>吉岐市まちづくり協議会設置条例</b>」で定めることとし、この中で、運営組織の範囲や名称等を規定することとなります。 <b>この条文に基づき「吉岐市まちづくり協議会設置条例」が施行され、「まちづくり協議会」が設置されました。</b></p>